

日時 令和8年2月5日（木）午後2時～2時42分
場所 犬山市役所 5階503会議室
出席者 深堀委員、溝口委員、河村委員
榊原委員、杉浦委員、原委員、
増田委員、光清委員、諏訪委員、岡村委員、
（欠席者）吉原委員、澤田委員、田中委員
事務局 前田健康福祉部長、舟橋保険年金課長、
梅田保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査、
河合保険年金課職員

◆議事

会長

本日は、あらかじめ、吉原委員、澤田委員、田中委員より欠席のご連絡をいただいております。出席予定の委員は10名ですが、遅れていらっしゃる方が約2名いらっしゃるということで、現在8名となっております。犬山市国民健康保険運営協議会付則第5条の定足数を満たしておりますので、直ちに会議を進めます。議事に入る前に、本日の議事録署名人を私から指名させていただきます。被保険者代表の河村委員、保険医・薬剤師代表の榊原委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議題1、令和7年度答申についてです。去る1月15日に、諏訪委員とともに市長に答申してまいりましたので、私から報告させていただきます。

資料1をご覧ください。

答申は4点ございますが、これまでの方針と大きく異なる点は、これまでは保険税負担の上昇を6%に抑えるということで、引き上げをしていくことが前提でしたが、今回の答申では、特に1点目と2点目の部分にありますように、保険税負担上昇を抑制し、全体の税負担額を据え置くというものです。1点目で、新制度である子ども・子育て支援金分は増税となるわけですが、その分、後期高齢者支援分の税率を引き下げることで、全体として据え置きとすることが大きな特徴でした。

こうした内容を諏訪委員とともに市長へ答申してまいりましたが、市長からは、本答申の内容を真摯に受け止めること、そして必要であれば県にも要望していく旨のお話がありました。そのあと少し市長と懇談をしました。この会議の様子として、委員の皆様が新たに選出されましたが、会議では活発な意見交換が行われていることもお伝えいたしました。

本件に関しまして、何かご質問はございますでしょうか。

《質問なし》

ご質問がないようでしたら、次に議題2、令和8年度の納付金本算定の状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

資料2をご用意ください。

先日、県より納付金の本算定結果が示されましたので、本日は、その内容をご報告いたします。

前回は納付金の仮算定でしたが、今回は本算定となります。まず、仮算定と本算定の違いについて、簡単にご説明いたします。納付金は、愛知県が県全体に必要な額を算出し各市町村に割り振るという説明を以前にさせていただいていますが、県が納付金を計算するにあたっては、国から計算に必要な様々な数字が示されます。この国の数字が確定するのは12月末になります。国の確定した数字を待ってから納付金を計算しては、県も市も来年度の予算編成に間に合いません。そのため、まずは10月に、国は納付金の計算に必要な仮の数字、概算の数字を示し、これに基づいて県は納付金を仮算定します。これが前回の話になります。そして、12月末に国から確定した数字が示されると、それに基づいて県が納付金の本算定を行います。今回はこの本算定についてのご報告となります。

資料2の表の中、太枠の部分をご覧ください。こちらが今回示されました本算定の結果でございます。結論から申し上げますと、⑯の「県への納付金総合計」の欄を見ていただきますと、前回の仮算定から約3,700万円、率にして2.2%増加しまして、総額は17億3,997万3,502円となっております。1人当たりの金額ですが、⑰の被保険者数は前回と同じですので、⑱1人当たり納付金負担額も2.2%増加、金額では3,584円増加しました。

上に戻りまして、納付金の内訳について、医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分、それぞれの仮算定からの増減と理由についてご説明いたします。

まず、医療給付費分について、⑨が犬山市が支払う金額になりますが、仮算定と比べて、約3,100万円増加しております。率で言いますと2.7%の増です。仮算定から約3,000万円増加した理由ですが、診療報酬が改定されることにより、保険給付費が上がるということが最も大きな理由です。診療報酬とは、病院に、診察や治療の対価として支払われるお金のことで、2年に1回、改定が行われます。令和8年度がちょうど改定の年となります。仮算定の段階では、国から診療報酬がどれだけ上がるか下がるかが示されていなかったため、仮算定の納付金の計算には加味されていませんでした。本算定の時は、国から診療報酬が2.2%上がることが示されましたので、それを反映し、①の県全体の保険給付費が増加しています。その影響により、犬山市に割り振られる納付金も増加している形となっております。

続いて、後期高齢者支援金分ですが、⑪を見ていただきますと、仮算定と比べ約600万円増加しております。率にして1.6%増です。こちらの仮算定からの増加理由ですが、今回の本算定では、仮算定のときと比べて、1人当たり単価が増加したことによりです。仮算定でも、本算定でも、1人当たり単価が国から示され、その金額に県全体の国保加入者数を掛けることで、県全体の納付金額が決定されます。今回は、国から示される1人当たり単価が仮算定時と比べて増加したため、県全体の納付金額が増えました。それに伴い、犬山市に割り振られる納付金額も増加しております。

続いて、介護納付金についてです。こちらは⑬を見ていただきますと、仮算定より減ってしまっていて、約300万円減少しています。率で言うと2.2%の

減です。仮算定より減少した理由ですが、この介護納付金も、先ほどの後期高齢者支援金分と同様に、国から1人当たり単価が示されます。国から示された1人当たりの単価は、後期高齢者支援金と同様に、仮算定時よりも本算定の方が高くなっています。一方で、加入者の数ですが、この場合は愛知県全体の40歳から64歳の国保の加入者数となりますが、仮算定の際は国の方で推計した人数が示されましたが、本算定にあたって、愛知県から国に対して「加入者数の見込みはこんなに増えない」という減少補正の申請を行いました。その結果、県全体の納付金額が下がりました。これにより、犬山市に割り振られる納付金の額も減少しています。

最後に、子ども・子育て支援納付金分です。こちらは⑮になりますが、仮算定より約270万円、率で言うと7.8%増加しております。仮算定から増加した理由ですが、仮算定時は、国から納付金の計算に使う詳しい数字が示されていなかったため、概算の数字を用いて県が計算していました。本算定では、計算に必要な数字が国から示されましたので、それに基づいて計算した結果、仮算定より増額という形になりました。

以上により、納付金の合計額は、仮算定と比べて約3,700万円増加しております。説明は以上となります。

会長

ただいまの説明にご質問はございませんか。

《質問なし》

質問はないようですので、次に移りたいと思います。

議題3「その他」です。令和8年度の税制改正状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

事務局

それでは、よろしく願いいたします。

本資料は、昨年12月19日に示された税制改正大綱に記載されている、国民健康保険税に影響する項目を抽出したものです。大きく分けて3点ございます。

まず1点目は、課税限度額の改定です。基礎課税額について、現状66万円の課税限度額が1万円引き上げられ、67万円となります。表の最下部に記載されている子ども・子育て支援納付金課税額については、賦課限度額が新設されます。金額については国から新たに示される予定であり、まだ正式な通知はありませんが、関係資料によると、令和8年度の子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額は3万円が検討されています。

次に、軽減判定所得基準額の引き上げについてご説明します。所得が一定額以下の場合に、均等割額と平等割額を、7割、5割、2割のいずれかで軽減する制度があります。このうち5割軽減と2割軽減については、ほぼ毎年、基準額の引き上げが行われています。5割軽減、2割軽減の計算式を記載していますが、「43万円＋{10万円×(給与所得者等の数－1)}＋(軽減判定所得基準額×被保険者数)」という式のうち、軽減判定所得基準額が今回引き上げられます。5割軽減については、令和7年度から令和8年度にかけて5千円の引き上げが予定されています。2割軽減については、令和7年度から令和8年度にかけて1万円円の引き上げが予定されています。

最後に、令和8年度税制改正大綱における給与所得への影響についてです。これは、新聞等でも報じられている、いわゆる178万円の壁に関わるものです。国税と地方税に分けてご説明します。

まず、国税についてご説明します。①基礎控除額の引き上げについて、控除額は現在から4万円引き上げられ、62万円となります。一昨年度の税制改正大綱では10万円の引き上げが示されていましたが、今回は4万円の引き上げとなります。②給与所得控除の最低保証額の引き上げについて、所得控除のうち給与所得控除については、最低保証額が現在の65万円から69万円に引き上げられます。③基礎控除額の特例では、合計所得が489万円以下の場合には42万円、489万円を超える場合には5万円の基礎控除の特例が設けられています。④給与所得控除の最低保証額の特例の創設では、新たに5万円が加算されます。これらの62万円、69万円、42万円、5万円を合計すると178万円となり、この金額以下であれば基本的に課税されないこととなります。

次に、地方税への影響についてご説明します。通常、地方税は国税（所得税）の変更より1年遅れて適用されます。令和8年度の地方税は令和7年度の税制改正大綱の数字が適用されることとなりますので、今回の税制改正大綱の内容が地方税に影響するのは令和9年度からになるものと思われま。ただし、基礎控除額の改正については、地方税収入の大幅な減少につながる懸念があるため、今回の税制改正大綱には含まれておらず、実施される可能性は低いと見ています。そのため、給与所得控除の改正のみが適用されるのではないかと考えております。

説明は以上です。

会長

ただいまの説明にご質問はございませんか。

現在、選挙期間中ということもあり、国の動向がまだ確定していない部分もあるかと思えます。また、軽減判定所得基準額の引き上げについては、対象範囲が広がるということで良い方向ではないかと思えます。

何かご質問はございませんか。

《質問なし》

特にないようですので、次に、出産育児一時金及び葬祭費を愛知県給付基準に合わせるための検討についてです。事務局、説明をお願いいたします。

事務局

資料4をご覧ください。

今回ご説明するのは、過去の経緯も踏まえた内容となります。令和6年度に、葬祭費と出産育児一時金の愛知県内での給付基準を合わせるための検討について諮問を行い、答申として、基本的に愛知県の基準に合わせることにについては了承を得ております。ただし、その中に、基準を変更する時期や内容に変更が生じる場合は、改めて運営協議会の意見を聴く必要があるという文言がございました。そのため、今回改めてご提案させていただく次第です。

まず内容としましては、令和11年度には愛知県内の市町村における国民健康保険税の納付金ベースでの統一を目指すという目標があります。公的医療保険の給付の観点から、受益者負担の公平性を確保するためには、保険給付サー

ビスを県内で統一する必要があるというのが愛知県の考えです。その中で、出産育児一時金と葬祭費については、愛知県内の54市町村における基準が比較的類似しているため、まずここから統一を図ろうというのが今回の提案の趣旨でございます。

もう一点、理由の2つ目に記載しておりますが、「保険者努力支援制度」という、取り組み状況の評価により国から交付金が支給される制度があります。昨年の評価では、愛知県は全国の都道府県の中で46位という非常に低い評価を受けており、この取り組みが不十分であったために、約2億円から3億円弱の交付金を受け取れていない状況です。この交付金を受け取るため基準統一を進める必要があるという点が、2点目の理由となります。

愛知県の現在の給付基準についてですが、出産育児一時金については、被保険者が出産した場合、48万8,000円が支給されます。さらに、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合には、1万2,000円が加算され、合計で50万円となります。産科医療補償制度とは、分娩時に発生した重度の脳性麻痺に対し、原因を問わず3,000万円の補償金が支払われる制度です。兵庫県内の1施設を除く全国の分娩施設が本制度に加盟しており、愛知県内をはじめ全国で出産育児一時金が支給される際には、この加算が適用されるものとお考えください。3点目の被用者保険等との給付調整についてですが、これは、国民健康保険加入者が、以前加入していた被用者保険から出産育児一時金等の支給を受ける場合に適用される制度です。具体的には、以前に被用者保険に1年以上加入しており、かつ退職後6ヶ月以内に出産した場合、以前の被用者保険から出産育児一時金が支給されるという、給付の優先順位に関する規定です。

葬祭費については、被保険者が亡くなった際に5万円が支給されることと、先ほど説明した被用者保険との給付調整が適用されます。これらは愛知県だけでなく、全国的な基準となっています。

この基準に対し、愛知県内の54市町村の状況ですが、出産育児一時金と葬祭費について、愛知県が提示する基準と同じである市町村は45市町村です。一方、基準が異なっている市町村は、犬山市を含め9市町村ございます。したがって、基準を統一するためには、私ども犬山市も条例改正を行う必要があります。

条例改正を行う場合の手続きですが、現在、犬山市の条例は、裏面の「当市条例の記載状況」のようになっています。第4条において、出産育児一時金として50万円を支給するという文言が入っています。愛知県の基準に沿った条例を定めている市町村では、出産育児一時金として48万8,000円を支給し、産科医療補償制度に加入している場合は1万2,000円を追加支給すると規定されています。これに対して、本市では、その産科医療補償制度による加算分を考慮せず、一律で50万円を支給する旨を規定しています。次に、葬祭費についてですが、金額については5万円であり、愛知県の基準と合致しております。しかしながら、現行条例では、被用者保険との給付調整、いわゆる他法優先に関する文言が記載されておりません。この他法優先を明記するためには、条例改正が必要です。ただし、葬祭費については他法優先のみの適用であるため、この点に関する問題は少ないと考えられます。

出産育児一時金につきましては、現在、50万円を支給しておりますが、先にご説明したとおり、兵庫県内の一部の施設のみが産科医療補償制度に未加入

であり、当該施設で出産された場合、1万2,000円を減額して支給することとなります。また、海外での出産については産科医療補償制度の対象外となるため、1万2,000円を減額した48万8,000円の支給となります。このように、1万2,000円少なく支給しなければならない点が現行制度における課題でございます。

この件につきましては、先にご説明したとおり、令和6年11月に諮問を行い、委員の皆様からは改正することにご了解をいただいております。ただし先ほど申し上げたとおり、時期や内容に変更が生じる場合は、再度運営協議会に上げていただきたいとのご意見もございましたので、ご報告するものです。

葬祭費に関する件ですが、愛知県より先日、令和9年4月1日までに施行をしてほしい旨の連絡がございました。これはまだ正式な依頼ではございませんが、内々に連絡があったものです。出産育児一時金については、まだ施行日がいつかという話は出ておりませんが、2月26日に愛知県の会議がございまして、その中で出産育児一時金に関する議題も含まれておりますので、その場で何らかの話があるものと想定しております。

今回の報告で何をお伝えしたいかと申しますと、以前に諮問答申においてご了承いただきました内容につきまして、現在ご就任されております委員の皆様にもご説明させていただきましたので、これをもってご承諾をいただきたく、ご提案させていただきます。

会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

出産育児一時金については、48万8000円と産科医療補償制度の1万2000円という内訳で了承をいただきたいということですが、ご質問はいかがでしょうか。

A委員

今回の改定を行う必要がある9市町は全て同じタイミングで改定する形になるのでしょうか。

事務局

まだ正式な依頼という形ではございませんが、愛知県の担当職員に確認したところ、9市町につきましては、改正について異論を唱えるところはないと聞いております。基本的には全て足並みが揃う形となる見込みです。

会長

他に質問やご意見はございませんか。

《質問・意見なし》

会長

内容にご異議がなければ、このまま県と足並みを揃える形で進めてよろしいでしょうか。

委員一同

《異議なし》

会長

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

最後に、来年度の協議会日程についてです。市議会といたしましても、こうした会議については、年間日程へのご配慮をお願いしているところでございます。事務局、お願いいたします。

課長

では、令和8年度の運営協議会日程の資料をご覧ください。

今年度は6月の終わりから第1回を開催いたしました。今回の委員さんで初めての開催でしたので、今後の協議に向けての事前の予備知識といった内容から入っており、回数が多くなってしまいましたが、来年度につきましては、皆様に1年間ご経験いただき、ご協議いただいたことで、少し回数を減らしても良いのではないかと考えておりました。第1回は7月9日（木）からのスタートとしたいと考えております。内容につきましては、令和7年度の決算見込みやその分析結果についてお伝えするとともに、保健事業が令和7年度にどうであったかについてお伝えしたいと考えております。また、令和8年度の当初課税状況、6月に課税が始まりますので、その状況についてもご報告いたします。さらに、令和8年度はデータヘルス計画の中間評価の年となっておりますので、そちらについてご説明させていただきたいと考えております。8月には、例年通り、市長より本運営協議会へ税率改定等の諮問がございます。それを受けまして、第2回を10月8日（木）に開催し、国保税率の協議を開始していただく形となります。このときに、データヘルス計画の中間評価の原案もお示しできればと考えております。第3回は11月26日（木）に開催いたします。これは例年通りですが、納付金仮算定が県から示される時期となりますので、愛知県が示す令和9年度納付金額の仮算定結果について、そして子ども・子育て支援金分を含めた税率改定についてご協議をいただきます。そして、内容について協議が進めば、答申案の作成まで進めていきたいと考えております。そして、運営協議会から市長への答申は、12月下旬から令和9年1月上旬頃に予定しております。会長から市長へ答申していただきます。第4回は、令和9年2月4日（木）に予定しており、本日も行ったように、会長から答申についてのご報告、それから納付金の本算定の結果について、また来年度につきましてはデータヘルス計画の中間評価の最終的なご報告、その他税制改正等についてご報告させていただきたいと考えております。いずれも、今年度と同じく2時間程度を予定しておりますので、よろしく願いいたします。もし、すでに都合が悪いご予定がございましたら、改めてご報告をいただければと存じます。説明は以上となります。

会長

皆様の予定も様々かとは存じますが、あらかじめ日程をお示しすることで、活動がしやすくなると思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

これで本日の議題はすべて終了いたしました。特にご質問等がなければ、今年度の協議会は本日が最終となります。皆様、お疲れ様でした。それでは、事務局にお返しいたします。

（ 閉 会 ）

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

（原本に 岡村 千里 署名）

署名

（原本に 河村 歩 署名）

署名

（原本に 榊原 吉峰 署名）